

府中町子育てあんしん 住宅リフォーム支援事業のご案内

1. 申込者の資格

町民、又は町内にこれから居住しようとする世帯で、**中学3年生までの同居親族か、妊婦がいる世帯**

※ 工事竣工後は、その住宅に**3年以上継続して居住することが条件です。**
(やむを得ない事情がある場合を除きます。)

2. 対象となる住宅

自己の居住のために町内に所有する一戸建て住宅で、次のすべてに該当する住宅

- (1) 建築後1年以上が経過し、かつ昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手した住宅
- (2) 建築基準法に規定する確認済証の交付を受けた住宅

※ 補助金の交付が受けられるのは、**1世帯・1戸の住宅につき、1回までです。**

3. 対象となるリフォーム工事

○子育てにおける快適性の向上に関する工事	詳細は、裏面を参照してください。
○子どもの安全性の向上に関する工事	
○子育てステージの変化に伴う改修工事	

※ **町内に事業所を有する法人等が施工すること**が条件です。

4. 補助金額

補助対象工事費の23% (千円未満切り捨て)、**上限は30万円**です。

補助金とセットで【フラット35】子育て支援型も利用できます。

★ **【フラット35】子育て支援型**とは、子育て支援のために府中町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する府中町の補助金交付とセットで**【フラット35】**の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

5. 申請から補助金交付までの流れ

※ **申請を希望する場合は**、建築課住宅係へ**事前に相談**してください。

①事前相談 → ②交付申請 → ③審査・交付決定 → ④工事着手
→ ⑤工事完了・報告 → ⑥工事内容確認・補助金交付

【対象となるリフォーム工事例】

種別	工事(例)	
子育てにおける 快適性の向上 に関する工事	玄関・出入口 廊下・階段	幅の拡幅・段差解消(勾配緩和) 手摺設置・引き戸に変更
	浴室	段差解消・床面積増加
	脱衣所	手摺設置・レバー式水栓金具の設置
	便所	手摺設置・和式便器を洋式便器へ変更する工事
	ホーム エレベーター	新設・更新
		ワイドスイッチへ変更
		単板ガラスから複層ガラスへの変更工事
		断熱材の設置・更新
子どもの安全性 の向上に関する 工事		強化ガラスの取り付け
		ガラス飛散防止フィルムの取り付け
		防犯灯の設置工事
		カメラ付きインターホンの設置工事
子育てステージ の変化に伴う 改修工事		キッチンの更新
		洗面化粧台の更新
		間仕切り壁位置の変更
		居室の模様替え
		外壁の塗り替え・吹き替え工事
		床下の防湿工事

※対象とならない工事例

補助対象と ならない工事	家庭用電化製品の購入及び設置
	電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具の購入及び設置
	電話、インターネット、テレビ等の配線工事
	照明器具や家具を固定する機器の購入
	テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び設置
	高効率給湯器の設置
	太陽光発電設備の設置工事
	下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事
	門、塀、カーポート、植栽等の外構に係る工事
	設計図書を作成その他諸手続に係る費用
	他の公費による補助を受けて行う工事



お問い合わせ先:府中町建設部建築課住宅係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL: 082-286-3174

受付: 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~12:00 13:00~17:15

ホームページ: <http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

※ 申請に関する要綱・様式は府中町のホームページからダウンロードできます。